

公布された規則のあらまし

建築士法施行細則の一部を改正する規則（規則第 12 号）

- 1 建築士法第 28 条の規定により設置する佐賀県建築士審査会の委員の定数は、7 人以内とすることとした。（第 19 条関係）
- 2 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 13 号）

- 1 消費税率等の改定に伴い、有料駐車場の使用料の月額を改定することとした。（別表第 3 関係）
- 2 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとした。